一五七　雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件　三一特7一二
一五八　雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件　三一特7一二
一五九　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令附則第二条から第七条までの厚生労働大臣が定める率を定める件　三一特7一二
一六〇　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件　三一特7一三
一六一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件に規定する厚生労働大臣が別に定める日を定める件　三一特7一四
一六二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件　三一特7一四
一六三　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件　三一特7一五
一六四　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第二条第一項の厚生労働大臣が定める率を定める件　三一特7一六
一六五　労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件　三一特7一六
一六六　労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件　三一特7一七
一六七―一八〇　労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件　三一特7一八
一八一―一八二　労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三一特7二五
一八三　労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三一特7二九
一八四―一九五　労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三一特7三一
一九六―二一〇　労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三一特7六二
二一一　労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第一項第三号の厚生労働大臣が定める率を定める件　三一特7八六
二一二　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率　三一特7八六

一
○厚生労働省、経済産業省、環境省
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件　二九63五三

○厚生労働省、国土交通省、環境省
一　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示　二六59二三

○農林水産省
四六八―四七一　保安林の指定施業要件を変更する件　一七
四七二　農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件　四二
四七三　農業保険法の規定に基づき、平成三十二年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十三年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件　四二
四七四　保安林の指定をする件　四三
四七五―四八八　保安林の指定を解除する件　四四
四八九　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　五五
四九〇―四九六　保安林の指定をする件　六五
四九七―五〇〇　〃　七四
五〇一―五〇五　保安林の指定施業要件を変更する件　八五
五〇六　農業保険法施行規則第百五十三条第六号の農林水産大臣が定める年数を定める件　八六
五〇七　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　一三
五〇八　森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件　一四
五〇九　森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件　一四
五一〇　森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件　一五
五一一　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一五
五一二―五一七　保安林の指定施業要件を変更する件　一六